



状

令和元年12月4日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

〒 [Redacted]
 原 告 森 次 茂 廣

〒 [Redacted]
 [Redacted] (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士

同

同

同

電 話

〒 [Redacted]

被 告 株式会社 [Redacted]

上記代表者代表取締役

損害賠償請求事件

訴訟物の価額	8500万0000円
貼用印紙額	27万5000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金8500万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決及び仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 総論

原告は、「Nextforest」としてコンピュータプログラムの制作を業とする個人である。

被告は、建設会社から依頼を受けて建設工事に関するシステムの開発を事業として行う株式会社である（甲1）。

長年、被告は建設会社から依頼を受けたシステムの制作を原告に下請に出し、原告は被告の依頼に基づいて制作したプログラムを被告に納品していた。

本件は、被告の依頼に基づき原告が納品した以下の2～7の各プログラムが被告により原告に無断で複製・変更されているため、原告の著作財産権及び著作者人格権が侵害されたとして、原告が被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行う事案である。

2 マンロック環境監視プログラム

(1) 著作物性

原告は、別紙著作物目録1記載のプログラム（以下、「本件プログラム1」という。）を遅くとも平成25年1月31日までに制作し、同日、被告に対して納品した（甲2）。

本件プログラム1は、マンロック（高圧室作業場所への作業員の出入り用気密扉）内の気圧、二酸化炭素濃度等を記録するペーパーレスレコーダー（最大10機）を集中管理（レコーダーで記録された情報を遠隔地のパソコンでリアルタイムに表示し、データを蓄積するとともに閾値を超えた場合は警告を発することが可能）するシステムプログラムである。ペーパーレスレコーダー単体では実現出来ない機能を有し、データベースを使用した統合管理が可能になっており創作性が認められる（甲3）。

（2）複製権侵害

ア 被告による侵害行為

被告は、原告に無断で本件プログラム1をコピーした（甲4）。このことは、原告が被告の建設コンサルタント事業部係長の■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）と平成28年12月19日に話をした際に、■■■■氏から「いままで10か所くらい勝手にコピーして納めていた」という発言があったことから明らかである。

イ 依拠性・類似性

被告が作成した本件プログラム1の複製物（以下、「被告版プログラム1」という。）は、本件プログラム1と同様の機能・内容を有している。

また、被告は本件プログラム1を自らで制作できないからこそ原告に制作を依頼したものといえ、被告には本件プログラム1を制作できる能力はなかったといえる。

（3）被告の故意・過失

被告は、上記（２）ア記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピーの許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム１の複製を行っているため、被告に過失が認められる。

（４）損害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム１の制作対価は５０万円（税別）とされていた（甲２）。被告は、本件プログラム１を１０回程度コピーしていたのであるから、原告には少なくとも５００万円の損害が発生している。

３ 高圧室業務記録プログラム

（１）著作物性

原告は、別紙著作物目録２記載のプログラム（以下、「本件プログラム２」という。）を遅くとも平成２８年４月２８日までに制作し、同日、被告に対して納品した。

本件プログラム２は、本件プログラム１とともに使用されるものであって、本件プログラム１で収録されたデータを元に高圧下での作業員の作業環境（当該作業員が作業した場所における気圧及び二酸化炭素濃度並びに作業時間等）の管理及び当該作業場所から地上に戻る場合の気圧の下げ方等の適切な復帰方法の策定を目的とするものである。様々な作業条件やクライアントの工程計画にも対応したプログラムであり、独自性及び創作性があるプログラムといえる。（甲５）。

（２）複製権侵害

ア 被告による侵害行為

被告は、原告に無断で本件プログラム２をコピーした。このことは、

原告が被告の建設コンサルタント事業部係長の■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）と管理部長■■■■氏と平成29年1月16日に話をした際に、兼森氏が原告に対して、本件プログラム2を「これまでに本件プログラム1と同様にインストールして納めていた」という発言（甲4）から明らかである。

イ 依拠性・類似性

被告が作成した本件プログラム2の複製物（以下、「被告版プログラム2」という。）は、本件プログラム2と同様の機能・内容を有している。

また、被告は自ら本件プログラム2を制作できないからこそ原告に制作を依頼したものだといえ、被告には本件プログラム2を制作できる能力はなかったといえる。

（3）被告の故意・過失

被告は、上記（2）ア記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピーの許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム2の複製を行っているため、被告に過失が認められる。

（4）損害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム2の制作対価は75万円（税別）とされていた（甲6）。

被告は他社から3か月に1回の頻度で本件プログラム2の開発を依頼されていたところ、このことを考慮すれば、原告が本件プログラム2を被告に納品した平成28年4月28日以降、■■■■氏からコピーしていた旨の話を聞いた同年12月19日までの間、被告は本件プログ

ラム2について3回ほど他社から開発を依頼され本件プログラム2を原告に無断で少なくとも3回コピーしたものと見える。また、本件プログラム2は本件プログラム1とセットで使用されるものなので、遡って本件プログラム1が導入された箇所にも複製されたといえる、よって、被告は原告に無断で本件プログラム2を10回複製したといえ、原告には750万円の損害が発生している。

4 騒音振動プログラム

(1) 著作物性

原告は、境山トンネルの発破振動計測のため、別紙著作物目録3記載のプログラム（以下、「本件プログラム3」という。）を平成17年4月30日に被告に対して納品した（甲7）。

本件プログラム3は、計測場所ごとに制作され、騒音計及び振動計によって測定される騒音と振動のうち、一定レベル以上の騒音または振動を計測した場合にその前後3分間程度の騒音または振動を記録するとともに、発破作業の状況を発注者等に書面化して報告するために使用されるプログラムであり、高速で安定した測定が持続できる独自の工夫が成されたプログラムで創作性がある（甲8-1）。

(2) 複製権侵害

ア 被告による侵害行為

原告は、被告から平成26年頃から被告所有のテストマシンを預かっていたところ、当該パソコン（以下、「本件PC」という。）には被告が本件プログラム3と酷似したプログラム（以下、「被告版プログラム3」という。）を作成（甲8-2、甲9）していることに平成29年1月中旬頃に気づいた。被告が本件プログラム3を複製・変更した疑いがあると考え、原告は、ソースコードを確認したところ、両プログラムのソースコードは大部分が一致していることが判明した（甲8-

3)。

また、タイムスタンプも確認したところ、被告のプログラムには、「SVLogger.exe」(タイムスタンプ 2013 年 2 月 26 日 21:27:04)、「SVLogger.exe」(2013 年 4 月 25 日 10:48:20)、「VibrateLogger.exe」(2013 年 4 月 10 日 13:22:42)、「SVLogger.exe」(2009 年 11 月 26 日 21:23:56)、「SoundVibrationMontor.exe」(2011 年 9 月 3 日 15:41:07)、「SoundVibrationMontor2.exe」(2012 年 5 月 25 日 8:10:01)という表示があり、被告は原告に無断で本件プログラム 3 を少なくとも 6 回複製し、変更している。

なお、本件プログラム 3 は、被告が販売する商品「サイレントロボ」の基礎となるものであり、被告がサイレントロボを開発できたのは本件プログラム 3 を複製したからであると思われる。

おって、被告においては、「サイレントロボ」のソースコード、所有台数、販売台数、リース台数及びリース料を明らかにされたい。

イ 依拠性・類似性

被告版プログラム 3 及び「サイレントロボ」は、本件プログラム 3 と同様の機能・内容を有しており、騒音計及び加速度計からリアルタイムにデータを入力するとともに、定期的な測定及び警戒値を超えた場合の週及的なデータ収録が可能であるという点で本件プログラム 3 の内容を覚知させるものである(甲 8-1)。

また、被告は自ら本件プログラム 3 を制作できないからこそ原告に制作を依頼したものといえ、被告には本件プログラム 3 及び「サイレントロボ」を制作できる能力はなかったといえる。

(3) 著作者人格権侵害

ア 同一性保持権侵害

上記(2)ア記載のとおり、被告は、本件プログラム 3 を原告に無

断で変更し、被告版プログラム3及び「サイレントロボ」を作成している。被告版プログラム3及び「サイレントロボ」は、騒音振動計測をリアルタイムに処理する本件プログラム3を元に振動レベル及び騒音レベル処理の演算処理を加えたもので、本件プログラム3の同一性保持権を侵害する。

イ 氏名表示権侵害

被告版プログラム3では、クレジット表示は被告の社名が表示されているが、ロゴは原告が作成したロゴがそのまま使用されており（甲9）、原告の氏名表示権を侵害している。

（4）被告の故意・過失

被告は、上記（2）ア及び（3）記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピー・変更の許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム3の複製・変更を行っているため、被告に過失が認められる。

（5）損害

ア 複製権侵害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム3の制作対価は30万円（税別）とされていたところ（甲7）、少なくとも6回の複製権侵害が認められるため、原告には少なくとも180万円の損害が発生している。

加えて、被告が本件プログラム3を複製して「サイレントロボ」を開発したのだとすれば、被告が「サイレントロボ」によって得た利益も原告の損害となる。被告は少なくとも13台の「サイレントロボ」を所有しているところ、リース料を月額10万円と仮定すると、売上

額は10年間で1億5600万円(10万円×13台×12か月×10年)となる。被告の商品の原価率は約6割であるので、利益は売上の4割に相当する6240万円である。

イ 同一性保持権侵害

原告は、被告による同一性保持権侵害行為により精神的損害を被っており、原告の損害を慰謝するには160万円を下らない。

ウ 氏名表示権侵害

原告は、被告による氏名保持権侵害行為により精神的損害を被っており、原告の損害を慰謝するには60万円を下らない。

5 風観測プログラム

(1) 著作物性

原告は、別紙著作物目録4記載のプログラム(以下、「本件プログラム4」という。)を遅くとも平成18年1月26日までに制作し、同日、被告に対して納品した(甲10)。

本件プログラム4は、風向風速計から信号を入力し、平均風速、最大風速等を解析するために使用されるプログラムであり、安定した長期の計測が可能で、定期的なデータ収録と台風などの強風データ(閾値を超えた風速を計測した場合にその前後10分間程度の風速を収録したデータ)を記録出来る機能を備えたプログラムで創作性がある(甲11-1)。

(2) 複製権侵害・同一性保持権侵害

ア 被告による侵害行為

被告は、原告から本件プログラム4の納品を受けた平成18年1月26日から原告に本件PCを預けた平成26年頃までの間に、本件プログラム4について原告に無断で少なくとも3回の複製・変更を行った。このことは、本件PCに本件プログラム4を複製・変更した「風

向・風速 監視プログラム」(以下、「被告版プログラム4」という。甲11-2)が保存されていること、被告版プログラム4のタイムスタンプが2009年4月16日付け、同年7月3日付け及び同年11月26日付けとなっていることから明らかである。

原告が上記事実に気づいたのは、平成29年1月中旬頃である。

イ 依拠性・類似性

被告版プログラム4は、本件プログラム4と同様の機能・内容を有しており(甲11-2)、本件プログラム4の内容を覚知させるものである。(甲11-3、甲12)

また、被告は自ら本件プログラム4を制作できないからこそ原告に制作を依頼したものと見え、被告には本件プログラム4を制作できる能力はなかったといえる。

(3) 被告の故意・過失

被告は、上記(2)ア記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピーの許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム4の複製を行っているため、被告に過失が認められる。

(4) 損害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム4の制作対価は20万円(税別)とされていたところ(甲10)、少なくとも3回の複製権侵害が認められるため、被告の複製権侵害により原告には少なくとも60万円の損害が発生している。

また、被告は本件プログラム4を原告に無断で変更しており、原告は被告の同一性保持権侵害により精神的損害を被っており、原告の損

害を慰謝するには100万円を下らない。

6 アナログ信号入力プログラム (VB6版)

(1) 著作物性

原告は、別紙著作物目録5記載のプログラム(以下、「本件プログラム5」という。)を遅くとも平成14年までに制作した。

本件プログラム5は、様々なアナログ信号(振動、風速、騒音等)をデジタル化し、数値として把握・保存等することができるようになるプログラムであり、アナログ信号を入力するシステムを原告が被告に提供する際の動作確認用(テスター)として使用されるものである。開発者視点での動作状態が細かく確認出来るもので、一般的な環境では使われる事のないもので創作性がある(甲13-1)。

(2) 複製権侵害・同一性保持権侵害・氏名表示権侵害

ア 被告による侵害行為

被告は、原告が本件プログラム5を制作した平成14年から原告に本件PCを預けた平成26年頃までの間に、本件プログラム5について原告に無断で4回の複製・変更を行った。このことは、本件PCに、被告が本件プログラム5を複製・変更して作成した「AnalogInput.exe」及び「AnalogTrg.exe」(以下、「被告版プログラム5」という。甲13-2)が保存されていることから明らかである(甲14-1・2)。なお、原告が上記事実に気づいたのは平成29年1月中旬頃である。

また、被告版プログラム5では、クレジット表示は被告の社名が表示されているが、ロゴは原告が作成したロゴがそのまま使用されており、原告の氏名表示権を侵害している(甲14-1・2)。

イ 依拠性・類似性

被告版プログラム5は、本件プログラム5と同様の機能・内容を有しており(甲13-2)、本件プログラム5の内容を覚知させるもので

ある（甲13-3）。

また、被告は自ら本件プログラム5を制作できる能力はなかったといえる。

（3）被告の故意・過失

被告は、上記（2）ア記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピーの許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム5の複製を行っているため、被告に過失が認められる。

（4）損害

原告は、本件プログラム5の制作対価は50万円（税別）が適正な価格であると考え、そして、少なくとも4回の複製権侵害が認められるため、被告の複製権侵害により原告には少なくとも200万円の損害が発生している。

また、被告は計測システムの源となる技術が組み込まれた本件プログラム5を原告に無断で変更しており、原告は被告の同一性保持権侵害により精神的損害を被っている。原告の損害を慰謝するには200万円を下らない。

7 用瀬トンネル工事振動計測プログラム

（1）著作物性

原告は、別紙著作物目録6記載のプログラム（以下、「本件プログラム6」という）を遅くとも平成27年10月30日までに制作し、同日、被告に対して納品した（甲15）。

本件プログラム6は、トンネル掘削工事で発破振動を計測するために使用されるプログラムであり、工事現場の振動をリアルタイムに計

測し発破振動を感知するとネットワーク上の事務所パソコンにデータを転送するなど、様々なノウハウを取り入れた創作性があるプログラムである。(甲16)。本件プログラム6は、本件プログラム3と目的は同様であるが、プログラム言語が本件プログラム3と異なっているため、ソースコードも全く異なるものである。

(2) 複製権侵害

ア 被告による侵害行為

本件プログラム6は、智頭用瀬トンネル北の現場用に原告が制作し被告に納品したものである。しかし、被告は、本件プログラム6を原告に無断でコピーし、智頭用瀬トンネル南の現場用に使用されるパソコンに無断でインストールした(甲17)。

イ 依拠性・類似性

被告が複製した本件プログラム6(以下、「被告版プログラム6」という。)は、本件プログラム6と同様の機能・内容を有しており、本件プログラム6の内容を覚知させるものである。

また、被告は自ら本件プログラム6を制作できないからこそ原告に制作を依頼したものと見え、被告には本件プログラム6を制作できる能力はなかったといえる。

(3) 被告の故意・過失

被告は、上記(2)ア記載の行為を認識しており、被告の行為は故意の不法行為に該当する。

仮に故意がなかったとしても、被告は原告にコピーの許可を求めるなどの方法により著作権侵害を回避することができた。そうであるにもかかわらず、そのような義務を怠り原告に無断で本件プログラム6の複製を行っているため、被告に過失が認められる。

(4) 損害

原告と被告の請負契約においては、本件プログラム6の制作対価は50万円（税別）とされていたところ（甲15）、少なくとも1回の複製権侵害が認められるため、被告の複製権侵害により原告には50万円の損害が発生している。

8 よって、原告は、被告に対して、不法行為に基づいて金8500万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

1	甲1号証	履歴事項全部証明書
2	甲2号証	納品書
3	甲3号証	ソースコード
4	甲4号証	回答書
5	甲5号証	ソースコード
6	甲6号証	納品書
7	甲7号証	納品書
8	甲8-1号証	ソースコード（オリジナル）
9	甲8-2号証	ソースコード（レプリカ）
10	甲8-3号証	ソースコード（比較）
11	甲9号証	スクリーンショット
12	甲10号証	納品書
13	甲11-1号証	ソースコード（オリジナル）
14	甲11-2号証	ソースコード（レプリカ）
15	甲11-3号証	ソースコード（比較）
16	甲12号証	スクリーンショット
17	甲13-1号証	ソースコード（オリジナル）

18	甲13-2号証	ソースコード (レプリカ)
19	甲13-3号証	ソースコード (比較)
20	甲14-1号証	スクリーンショット
21	甲14-2号証	スクリーンショット
22	甲15号証	納品書
23	甲16号証	ソースコード
24	甲17号証	メール

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証写し	各2通
4	委任状	1通
5	資格証明書	1通

別紙

著作物目録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 表題 | マンロック環境監視システム |
| | バージョン | 1. 2. 5. 0 |
| | 使用機種 | Windows マシン |
| | 使用言語 | Visual Studio 2010～ |
| | 種類 | 計測プログラム |
| | 機能 | マンロック（圧気作業場所への作業員の出入り用気密扉）内の気圧、二酸化炭素濃度等を記録するペーパーレスレコーダー（最大10機）を集中管理（レコーダーで記録された情報を遠隔地のパソコンでリアルタイムに表示し、データを蓄積するとともに閾値を超えた場合は警告を発することが可能）するシステムプログラムである。ペーパーレスレコーダー単体では実現出来ない機能を有し、データベースを使用した統合管理が可能である。 |
| 2 | 表題 | 高圧室内業務管理システム |
| | バージョン | 1. 2. 0. 1 |
| | 使用機種 | Windows マシン |
| | 使用言語 | Visual Studio 2010～ |
| | 種類 | 計測プログラム |
| | 機能 | 本件プログラム1で収録されたデータを元に高圧下での作業員の作業環境（当該作業員が作業した場所にお |

ける気圧及び二酸化炭素濃度並びに作業時間等)の管理及び当該作業場所から地上に戻る場合の気圧の下げ方等の適切な復帰方法の策定を目的とするもの。

3	表題	騒音振動測定プログラム
	バージョン	1. 0. 2. 1
	使用機種	Windows マシン
	使用言語	Visual BASIC V6.0
	種類	計測プログラム
	機能	騒音計及び振動計によって測定される騒音と振動のうち、一定レベル以上の騒音または振動を計測した場合にその前後3分間程度の騒音または振動を記録するとともに、発破作業の状況を発注者等に書面化して報告するために使用されるプログラムであり、高速で安定した測定が持続できる独自の工夫が成されたプログラム。
4	表題	風観測プログラム
	バージョン	1. 0. 2. 1
	使用機種	Windows マシン
	使用言語	Visual BASIC V6.0
	種類	計測プログラム
	機能	風向風速計から信号を入力し、平均風速、最大風速等を解析するために使用されるプログラムであり、安定した長期の計測が可能で、定期的なデータ収録と台風などの強風データ(閾値を超えた風速を計測した場合に

その前後10分間程度の風速を収録したデータ)を記録出来る機能を備えたプログラム

- | | | |
|---|-------|---|
| 5 | 表題 | アナログ信号入力プログラム |
| | バージョン | 1. 2. 1. 1 |
| | 使用機種 | Windowsマシン |
| | 使用言語 | Visual BASIC V6.0 |
| | 種類 | 計測プログラム開発ツール |
| | 機能 | 様々なアナログ信号(振動, 風速, 騒音等)をデジタル化し, 数値として把握・保存等することができるようになるプログラムであり, アナログ信号を入力するシステムを原告が被告に提供する際の動作確認用(テスター)として使用されるものである。開発者視点での動作状態が細かく確認出来る。 |
| 6 | 表題 | 用瀬トンネル工事振動計測プログラム |
| | バージョン | 1. 2. 0. 0 |
| | 使用機種 | Windowsマシン |
| | 使用言語 | Visual Studio 2010～ |
| | 種類 | 計測プログラム |
| | 機能 | トンネル掘削工事で発破振動を計測するために使用されるプログラムであり, 工事現場の振動をリアルタイムに計測し発破振動を感知するとネットワーク上の事務所パソコンにデータを転送する機能を有する。 |